

注: 真行は、補正箇所の冒頭を示し、補正前後の内容は、付加削除等の補正方法も示す。			
頁	行	補正前	補正後
285	22	文末に付加	更に令和元年7月31日時点までの賠償金の既払金は、別紙4原告基本情報等の第2表のとおりとなっている。
286	2	同項に基づく損害賠償請求権の法的性質は不法行為に基づくものと異なる	同項に基づく損害賠償請求権は、賠償の範囲及び金額について不法行為に基づくものと等価であると考えられる
288	24	交換価値	交換価格
289	5	居住用建物につき固定資産評価額に一定の補正係数を乗じて計算する定額評価	居住用建物につき固定資産評価額に一定の補正係数を乗じて計算した金額と本件事故発生時点の平均新築単価（経年による価値の減少を考慮したもの）に床面積を乗じて計算した金額のいずれか高い方とする定額評価
291	21	差額	差額（移住を余儀なくされた区域以外の地域に居住していたが、移住することが合理的である場合は、その7.5%）
291	22	新築想定価格	想定新築価格
291	24	（移住を余儀なくされた区域以外の地域に居住していたが、移住することが合理的である者については、当該額の7.5%）	削除
297	11	交換価値	交換価格
297	16	交換価値	交換価格
298	6	交換価値	交換価格
370	19	甲51-3	甲C51-3
別冊2・別紙7（注: 頁数は「枝番を除く原告番号一頁」で示し、行数は枠外の見出しを除く。）			
1-4	18		
6-2	23	フレコンバッグ	フレコンバッグ
10-5	23	解会社	会社
14-4	23	腰部脊椎管狭窄症	腰部脊椎管狭窄症
18-5	8	1週間物	1週間の
29-1	3	町	町
33-4	1	生活して	生活していた
45-1	5		
62-5	8	保障	補償
66-4	12	帰宅	帰還
66-5	7	帰宅	帰還
73-1	4	平成13年生	平成12年生
74-2	6	雪が積もるような	雪が積もるようなことが
79-4	3	学校	小学校

別紙4 原告基本情報等（省略）

1_表001

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.156
平成25年 9月30日	0.123
平成26年 9月30日	0.101
平成27年 9月30日	0.086
平成28年 9月30日	0.07
平成29年 9月28日	0.06
平成30年 9月28日	0.056
令和 元年 8月21日	0.056
令和 元年 11月 1日	0.055

2_表002

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.345
平成25年 9月30日	0.257
平成26年 9月30日	0.195
平成27年 9月30日	0.15
平成28年 9月30日	0.116
平成29年 9月28日	0.094
平成30年 9月28日	0.098
令和 元年 8月21日	0.095
令和 元年11月 1日	0.093

3_表003

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.166
平成25年 9月30日	0.138
平成26年 9月30日	0.112
平成27年 9月30日	0.091
平成28年 9月30日	0.072
平成29年 9月29日	0.065
平成30年 9月28日	0.062
令和 元年 8月21日	0.061
令和 元年11月 1日	0.059

4_表004

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	5.131
平成25年 9月30日	3.914
平成26年 9月30日	2.916
平成27年 9月30日	2.379
平成28年 9月30日	1.869
平成29年 9月28日	1.536
平成30年 6月24日	1.412
平成30年 9月28日	1.307
令和 元年 8月21日	1.052
令和 元年11月 1日	0.796

5_表005

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	33.319
平成25年 9月30日	26.947
平成26年 9月30日	20.474
平成27年 9月30日	15.141
平成28年 9月30日	11.433
平成29年 9月29日	11.345
平成30年 6月22日	9.805
平成30年 9月28日	8.978
令和 元年 8月21日	8.251
令和 元年11月 1日	7.781

6_表006

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	記録なし
平成25年 9月30日	記録なし
平成26年 9月30日	0.814
平成27年 9月30日	0.616

7_表007

測定日	測定値
平成28年 9月30日	0.504
平成29年 9月29日	0.193
平成30年 9月28日	0.179
令和 元年 8月21日	0.170
令和 元年 11月 1日	0.163

8_表008

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	0.252
平成25年 9月30日	0.179
平成26年 9月30日	0.129
平成27年 9月30日	0.109
平成28年 9月30日	0.093
平成29年 9月28日	0.088
平成30年 9月28日	0.086
令和 元年 8月21日	0.085
令和 元年11月 1日	0.081

9_表009

測定日	測定値
平成23年 9月30日	0.429
平成24年 9月30日	0.143
平成25年 9月30日	0.13
平成26年 9月30日	0.114
平成27年 9月30日	0.13
平成28年 9月30日	0.124
平成29年 9月28日	0.108
平成30年 9月28日	0.105
令和 元年 8月21日	0.087
令和 元年11月 1日	0.082

10_表010

測定日	測定値
平成23年 9月30日	0.169
平成24年 9月30日	0.126
平成25年 9月30日	0.101
平成26年 9月30日	0.088
平成27年 9月30日	0.087
平成28年 9月30日	0.082
平成29年 9月28日	0.081
平成30年 9月28日	0.078
令和元年 8月21日	0.078
令和元年11月1日	0.078

11_表011

番号	原告氏名	当事者の資格	一審認容額	控訴額	追加認容額
1-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
1-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	22,066,811	1,100,000
3-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
3-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
4-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
4-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
4-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
5-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
5-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
6		控訴人兼被控訴人	1,270,000	9,350,000	550,000
7-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
7-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
8		控訴人兼被控訴人	1,770,000	9,350,000	550,000
9-1	亡	控訴人兼被控訴人	1,650,000	-	-
9-1-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	8,470,000	-
9-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
9-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
9-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
9-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
10-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
10-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
10-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
10-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
13-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
13-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
13-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
13-4	亡	控訴人兼被控訴人	1,650,000	-	-
13-4-1	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	4,235,000	-
13-4-2	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	1,414,000	-
13-4-3	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	1,414,000	-
13-4-4	亡 承継人	控訴人兼被控訴人	-	1,407,000	-
14-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
14-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
15-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
15-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
17-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
17-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	-
18-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
18-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
19-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
19-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
20-1		控訴人兼被控訴人	32,349,782	8,470,000	1,100,000
20-2		控訴人兼被控訴人	23,892,563	8,470,000	1,100,000
20-3		控訴人	80,000	5,412,000	-
21		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
22-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
22-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
22-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
22-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
23-1		控訴人兼被控訴人	30,995,967	8,470,000	1,100,000
23-2		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	1,100,000
24-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
24-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
25		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000

12_表012

番号	原告氏名	当事者の資格	一審認容額	控訴額	追加認容額
65-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
65-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
65-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
65-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
66-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
66-2		亡 承継人	1,650,000		
66-2-1		控訴人兼被控訴人		4,235,000	550,000
66-2-2		亡 承継人		1,414,000	183,700
66-2-3		亡 承継人		1,414,000	183,700
66-2-4		亡 承継人		1,407,000	182,600
67		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-1		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-2		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-3		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
68-4		控訴人兼被控訴人	770,000	9,350,000	550,000
69-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
69-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
69-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
70		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
71		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
72-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
72-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
73-1		被控訴人	1,650,000		
73-2		被控訴人	1,650,000		
73-3		被控訴人	1,650,000		
73-4		被控訴人	1,650,000		
74-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
74-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
74-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
76	(旧姓)	控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
77-1		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-2		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-3		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-4		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-5		控訴人兼被控訴人	8,650,000	8,470,000	-
77-6		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
78-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
78-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
78-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
79-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
79-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
80		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
81-1		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
81-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-1		控訴人兼被控訴人	7,750,000	8,470,000	1,100,000
82-2		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-3		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-4		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-5		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-6		控訴人兼被控訴人	1,650,000	8,470,000	1,100,000
82-7		控訴人	0	5,665,000	-
総合計			600,664,484	1,880,823,053	149,950,000
		被控訴人分合計	600,584,484		(単位：円)

(注)一審認容額には、亡 承継人 (原告54-4-5)が当審において訴えを取り下げた財物損害に係る認容額を含まない。

15_表015

頁	補正前	補正後
14	甲A5・9頁 2号機C系及びD系並びに4号機D系はタービン建屋(T/B)の地上1階に設置されていた。	甲A2本文編・9頁 2号機C系及びD系並びに4号機C系及びD系はタービン建屋(T/B)の地上1階、3号機C系及びD系並びに5号機C系及びD系はタービン建屋(T/B)の地下1階に設置されていた。
16	10 4号機 2号機及び3号機の原子炉隔離時冷却系(RCIC)や1号機から6号機の高圧注水系(HPCI)	5号機から6号機の原子炉隔離時冷却系(RCIC)や1号機から5号機の高圧注水系(HPCI)
17	原子炉隔離時冷却系(RCIC)の起動や制御には、直流電源が必要である。	原子炉隔離時冷却系(RCIC)や高圧注水系(HPCI)の起動・制御には、直流電源が必要である。
18	12 甲A5・20頁～21頁 本件津波によって、タービン建屋(T/B)及びコントロール建屋(C/B)の地下1階に設置されていた1号機、2号機及び4号機の直流主母線盤は浸水したが、中地下階に設置されていた3号機の直流主母線盤並びに5号機及び6号機の直流主母線盤は浸水しなかった。	甲A5・4頁以下 本件津波によって、コントロール建屋(C/B)の地下1階に設置されていた1号機、2号機及び4号機の直流主母線盤は浸水したが、タービン建屋(T/B)の中地下階に設置されていた3号機、5号機及び6号機の直流主母線盤は浸水しなかった。
20	9 3号機の直流電源は、平成23年3月13日午前2時42分に枯渇し、3号機においても、全電源が喪失する状態となった。(甲A2本文編・91頁、甲A358)	3号機の直流電源は、平成23年3月13日午前3時35分頃までには枯渇し、3号機においても、全電源が喪失する状態となった。(甲A2本文編・91頁、170～175頁、甲A358)
20	15 2号機	3号機
25	1号機ないし3号機	1号機ないし4号機
28	同条の規定により損害を賠償する責めに任じない。	同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。
28	5条	5条1項
28	前二条	第三条
30	機器冷却用海水施設	機器冷却用海水設備
33	4)対象津波の設定	「2.3.1 対象津波の設定」
43	1 以下のような対策工事に着手していれば、本件事故は十分に回避可能であった。	以下のような対策工事や、 作成の意見書(甲A738)にいう安全停止系(原子炉の冷却機能を維持するための系統)保護のための水密化(工期見込み・半年)、安全停止系が設置された建屋の水密化(工期見込み・1年)などの対策工事に着手していれば、本件事故は十分に回避可能であった。
43	2 文末に付加	本件事故当時被告の原子力設備管理部長代理の職にあった も、被告の役員に対する刑事事件(東京地方裁判所平成28年刑第374号)において、建屋や重要機器のための水密化の措置により本件事故を防ぐことができた可能性を認めている(甲A802～807)
58	8 過去の地震発生状況	過去の地震津波の発生状況
69	13 北アメリカプレート	陸側のプレート
84	16 対策が採られる	対策が採られること
98	12 	
98	15 古地震痕跡調査	古津波痕跡調査
98	21 平成20年	平成20年
99	6 東北地方太平洋沿岸域における地質調査	削除

16_表016